



公告

平成21年度前期技能検定を次のとおり行います。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

1 試験区分

試験区分は、1級、2級、3級及び単一等級の技能検定とし、それぞれ実技試験及び学科試験を行います。

2 実施職種及び試験の期日

(1) 学科試験

ア 1級、2級及び単一等級

検定職種及び作業名	期日
造園（造園工事作業） 金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業） 産業車両整備（産業車両整備作業） 光学機器製造（光学ガラス研磨作業） 布はく縫製（ワイヤッシュ製造作業） プラスチック成形（射出成形作業） とび（とび作業） 防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業） 塗装（建築塗装作業及び金属塗装作業）	平成21年8月23日(日)
機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業及び平面研削盤作業） 鉄工（構造物鉄工作業） めっき（電気めっき作業） 電子機器組立て（電子機器組立て作業） 建設機械整備（建設機械整備作業） 木型製作（模型製作作業） 家具製作（家具手加工作業） 建具製作（木製建具手加工作業） 印刷（オフセット印刷作業） 左官（左官作業） 置製作（置製作作業） 内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業） 広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）	平成21年8月30日(日)
鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業） 放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業） 建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業） 工場板金（曲げ板金作業及び打出し板金作業） 仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立て作業） 電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業） 鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業及び電気ぎ装作業） 石材施工（石張り作業） ブロック建築（コンクリートブロック工事作業） タイル張り（タイル張り作業） 熱絶縁施工（保温保冷工事作業） 表装（壁装作業） フラワー装飾（フラワー装飾作業） 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーク工事作業及び加熱ペイントマシンマーク工事作業） 塗料調色（調色作業）	平成21年9月6日(日)

イ 3級

検定職種及び作業名	期日
造園（造園工事作業） 機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及び平面研削盤作業） 建築板金（内外装板金作業） 工場板金（曲げ板金作業） 仕上げ（機械組立て作業） 機械保全（機械系保全作業及び電気系保全作業） 電子機器組立て（電子機器組立て作業） フラワー装飾（フラワー装飾作業）	平成21年7月26日(日)
金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）	平成21年8月23日(日)

(2) 実技試験

平成21年6月8日(月)から平成21年9月13日(日)までの間ににおいて別途指定する期日に、上記学科試験と同一職種において実施します。

3 実施場所

別途長野県職業能力開発協会から通知します。

4 実技試験問題の公表

平成21年6月1日(月)から長野県職業能力開発協会で行います（一部の職種を除く。）。

5 受検資格

(1) 1級の技能検定試験

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第45条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の2の規定に該当する者

(2) 2級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の3の規定に該当する者

(3) 3級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の4の規定に該当する者

(4) 単一等級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の6の規定に該当する者

6 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

申請書の用紙及び受検案内書は、長野県職業能力開発協会、長野県商工労働部人材育成課、工科短期大学校、技術専門校、長野県認定の職業能力開発校及び雇用・能力開発機構職業能力開発促進センターで配布します（郵送を希望する場合は、返信用封筒（140円分の切手をはったもの）を同封の上、長野県職業能力開発協会あて請求してください。）。

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあっては、その資格を証する書面

(2) 書類の提出先

長野市大字南長野南県町688-2 (郵便番号 380-0836)
(長野県婦人会館3階)

長野県職業能力開発協会

電話番号 026(234)9050

(郵送による場合は書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書」と朱書きしてください。)

(3) 受付期間

平成21年4月2日(木)から平成21年4月15日(水)まで

(郵送による場合は、平成21年4月15日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

(4) 手数料

1級、2級、3級及び単一等級ともに、申請書を提出する際に、長野県職業能力開発協会が定める方法によって手数料を納付してください。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあっては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付は不要です。

また、受検申請を受け付けた後は、申請の取消及び試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しません。

ア 学科試験

3,100円

イ 実技試験

16,500円

ただし、在校生が3級を受検する場合にあっては、11,000円

(注)「在校生」とは、次に掲げる者をいう。

(7) 法第15条の6 第1項各号に掲げる施設、法第25条の規定により設置された職業訓練施設又は法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において訓練を受けている者(規則第9条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者その他知事が別に定める者を除く。)

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者

7 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定に合格した受検者の受検番号を、平成21年10月2日(金)に長野県公式ホームページ、県庁東側掲示板、工科短期大学校、技術専門校、長野県認定の職業能力開発校及び雇用・能力開発機構職業能力開発促進センターに掲示するほか、合格者には直接通知します。ただし、金属熱処理を除く3級職種については、平成21年8月28日(金)に発表します。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、長野県職業能力開発協会から書面で通知します。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には長野県知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付されます。

8 その他

技能検定について不明な点は、長野県商工労働部人材育成課又は長野県職業能力開発協会までお問い合わせください。

人材育成課

公告

平成21年度随時実施技能検定を次のとおり行います。

平成21年3月23日

長野県知事 村井仁

1 試験の実施

試験は、受検の申請があったときは、随時実施します。

2 試験の区分及び内容

試験区分は、随時実施3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定とし、それぞれ実技試験及び学科試験を行います。

3 実施職種及び作業

鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業及び軽合金鋳物鋳造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業及びフライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び溶解亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製作作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、ニット製品製造(丸編みニット製作作業及び靴下製作作業)、婦人子供服製作(婦人子供既製服製作作業)、紳士服製作(紳士注文服製作作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製作(帆布製品製作作業)、布はく縫製(ワイシャツ製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌製本作業及び商業印刷物製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業及び射出成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、パン製造(パン製作作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製作作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)

4 実技期日

平成21年4月1日(水)から平成22年3月31日(水)までの間において別途指定する期日に、上記学科試験と同一職種において実施します。

5 実施場所

別途長野県職業能力開発協会から通知します。

6 実技試験問題の公表

長野県職業能力開発協会で行います。(ただし、検定職種によつては試験問題の全部又は一部を公表しないものがあります。)

7 受検資格

(1) 3級の技能検定試験

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第45条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の4の規定に該当する者のうち実施職種に係る基礎1級又は2級の技能検定に合格した者

(2) 基礎1級及び基礎2級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の5の規定に該当する者

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

申請書の用紙は、長野県職業能力開発協会で配布します。（郵送を希望する場合は、返信用封筒（140円分の切手をはったもの）を同封の上、長野県職業能力開発協会あて請求してください。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあっては、その資格を証する書面

(2) 書類の提出先

長野市大字南長野南県町688-2（郵便番号 380-0836）

（長野県婦人会館3階）

長野県職業能力開発協会

電話番号 026（234）9050

（郵送による場合は書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書」と朱書きしてください。）

(3) 受付期間

随時

(4) 手数料

申請書を提出する際に、長野県職業能力開発協会が定める方法によって手数料を納付してください。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあっては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付は不要です。

また、受検申請を受け付けた後は、申請の取消及び試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しません。

ア 学科試験

3,100円

イ 実技試験

16,500円

9 合格者の発表

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、長野県職業能力開発協会から書面で通知します。

(2) 技能検定合格証書等の交付

3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定の合格者には長野県知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から3級技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。

10 その他

本公告の3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものです。

技能検定について不明な点は、長野県商工労働部人材育成課又は長野県職業能力開発協会までお問い合わせください。

人材育成課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

平成21年3月23日

長野県知事 村井仁

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
特-15第22446号	株式会社五十鈴	田辺 淳	伊那市西春近5836-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（電気工事業）の取消し	平成20年12月2日	平成20年11月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19第12391号	株式会社荻原製作所	荻原文雄	諏訪郡下諏訪町4717	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（管工事業及び機械器具設置工事業）の取消し	平成20年12月4日	平成20年9月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18第19759号	久保田工業	久保田澄男	上伊那郡南箕輪村2930-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成20年12月5日	平成20年11月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-19第10293号	古田建築	古田烈哉	木曽郡上松町大字荻原914	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成20年12月8日	平成20年11月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16第3897号	上條製材工業有限会社	上條清司	松本市大字芳川小屋205-50	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成20年12月8日	平成20年12月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19第1015号	遠藤建設株式会社	遠藤清門	北安曇郡池田町大字池田2379	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成20年12月9日	平成20年12月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第22940号	有限会社興建	中野幸夫	松本市宮渕1-4-41	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成20年12月11日	平成20年12月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第1300号	青竹建設株式会社	青木秀治	須坂市臥竜6-6-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業及び造園工事業)の取消し	平成20年12月12日	平成20年12月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18第17029号	有限会社大昌建設	小出賢二	上田市岡1158-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業)の取消し	平成20年12月12日	平成20年12月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18第21669号	ウォータ・サプライ	藤沢博明	東筑摩郡生坂村3352-8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成20年12月16日	平成20年12月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-15第20817号	有限会社長野サイン	渡邊伸男	長野市大字栗田644-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成20年12月18日	平成20年12月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18第21694号	株式会社システム熊澤	熊澤祥壽	安曇野市豊科4912-8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	平成20年12月18日	平成20年12月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19第14203号	有限会社家高建設	家高征男	木曽郡王滝村2707	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成20年12月22日	平成20年12月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

特-15第20049号	株式会社IHIシバウラテック	平林 寛治	松本市南原1-1-3	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成20年12月25日	平成20年12月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第 2369号	木曽協和産業株式会社	神田 清二	木曽郡上松町大字上松367-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(塗装工事業)の取消し	平成21年1月5日	平成20年12月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-15第20784号	三石建材	三石 悅雄	木曽郡南木曽町吾妻2678	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成21年1月5日	平成20年12月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-16第17510号	株式会社関組	関 慶司	安曇野市穂高北穂高2533	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築工事業、管工事業及び造園工事業)の取消し	平成21年1月6日	平成20年12月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第13312号	有限会社小松鉄工	小松 志郎	中野市大字竹原1126-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(板金工事業)の取消し	平成21年1月8日	平成20年12月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19第20312号	ハウジング河西	河西 清	諏訪市岡村2-8-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成21年1月13日	平成21年1月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18第 4号	株式会社黒沢工務店	黒澤 正守	塩尻市大字広丘吉田2903-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業)の取消し	平成21年1月15日	平成21年1月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18第 674号	庄栄建設株式会社	坂田 庄司	長野市松代町松代181	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成21年1月16日	平成21年1月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19第10018号	新興電設工業株式会社	山岸 辰夫	長野市青木島町綱島428-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成21年1月19日	平成21年1月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18第 6909号	有限会社宮建興業	霜鳥 裕次	上伊那郡辰野町大字伊那富1836	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成21年1月19日	平成21年1月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-19第 2137号	有限会社石原組	武田昌之	大町市大町3812-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成21年1月16日	平成20年12月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18第 1264号	株式会社三谷工務店	三谷明子	松本市南原2-6-16	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(左官工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成21年1月16日	平成21年1月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19第 2052号	株式会社昭和ガーデン	北村千春	長野市大字富竹415-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成21年1月20日	平成21年1月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-15第22478号	新幸工務店	梅木昇	長野市青木島町大塚1130-8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成21年1月22日	平成21年1月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19第23406号	E N T R Y J A P A N 株式会社	丸山高広	長野市大字栗田857-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成21年1月22日	平成21年1月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-16第21255号	株式会社あづみ建設	内山忠彦	大町市八坂912	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(造園工事業)の取消し	平成21年1月19日	平成20年12月15日付けで建設業法第12条の規定による一般建設業許可に伴う廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18第12206号	有限会社吉村工務店	吉村一	飯田市南信濃和田938	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成21年1月28日	平成21年1月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

建設政策課

公告

長野市による柳原地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成21年3月23日

長野県長野地方事務所長 號好人

1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧の期間

平成21年3月24日から4月20日まで

3 縦覧の場所

長野市役所

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成21年3月23日

長野県佐久地方事務所長事務取扱
総務部長 浦野昭治

- 1 許可番号 平成21年1月15日
長野県佐久地方事務所指令20佐地建第20-29号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
佐久市岩村田字觀音堂2097-2の内、2098-1の内、2102-3、2102-4、2103、2104-2、2104-3の内、2104-4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都足立区竹の塚5-29-11
岡葉流通株式会社 代表取締役 岡山良次

建築指導課

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成21年3月23日

長野県上小地方事務所長 安江幸大

- 1 許可番号 平成20年10月15日
長野県上小地方事務所指令20上小地建第3-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東御市加沢字上川原138-1、138-35、138-41、字中林320-24、320-25、320-32
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市大字大豆島3397-6
直富商事株式会社 代表取締役 木下雅裕

建築指導課

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成21年3月23日

長野県下伊那地方事務所長 岩崎弘

- 1 (1) 許可番号 平成20年9月17日
長野県下伊那地方事務所指令20下伊地建第17-2号
 - (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
飯田市三日市場1790-5、1791-7、1792、1793、1794-1、1795-1、1796-1、1796-2、1797、1798-1、1831-1、1831-2、1832、1833、1834、1835、1837-1、1837-2、1837-4、1838-1、1839-1、1840-3、1842-1、1842-2、1843-1、1843-2、1866-3、1867-5、1868-2、1870-3、1871-4、中村1584-1、1584-11、1584-12、1585-6、1585-4
 - (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
飯田市大久保町2534 飯田市長 牧野光朗
- 2 (1) 許可番号 平成20年9月30日

長野県下伊那地方事務所指令20下伊地建第17-4号

- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
飯田市北方3403-1、3404、3406-1、3406-2
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
飯田市北方2688-2
株式会社たまゆら 代表取締役 松村紘一

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成21年3月23日

長野県松本地方事務所長 鎌田泰太郎

- 1 (1) 許可番号 平成20年3月25日
長野県指令19建第549-1号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東筑摩郡波田町字見附久保6857、6858、6859、6860、6861の内
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
松本市大字島立1020
松塙安筑老人福祉施設組合 組合長 清沢實視
- 2 (1) 許可番号 平成20年12月25日
長野県指令20建第6-10号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市豊科高家4051-4、4052-4、4052-5
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安曇野市豊科高家1089-5 メゾン・ソシア303号
宮澤勝弥
- 3 (1) 許可番号 平成20年12月26日
長野県指令20建第6-12号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市豊科南穂高1449-3
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安曇野市豊科南穂高1450
上平直樹・上平智子

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成21年3月23日

長野県長野地方事務所長 轟好人

- 1 (1) 許可番号 平成20年7月16日
長野県指令19建第26-7号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名
須坂市大字小山字中堰2337-1の内
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市大字西尾張部1025-2 フローレンスエムB101号
藤本徹

- (1) 許可番号 平成20年 12月11日
長野県長野地方事務所指令20長地建第3-3号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名
須坂市大字日滝字行人塚2036-1、2036-2、2036-3、2036-4、2036-5、2037-1、2037-3、2038-1の内、2039-3
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市大字稻葉字中千田2185-19 芹田ビル内
株式会社芹田不動産 代表取締役 倉 石 純 雄

建築指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月23日

長野県立駒ヶ根病院長 橋掛 忠彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県立駒ヶ根病院設備管理労働者派遣業務
- (2) 役務の特質
長野県立駒ヶ根病院のボイラー等設備管理に関する業務従事者の派遣
- (3) 契約期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 履行場所
駒ヶ根市下平2901
長野県立駒ヶ根病院
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本店又は営業所等を有する者であること。
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1

項の規定による一般労働者派遣事業の許可を受けた者又は同法第16条第1項の規定による特定労働者派遣事業の届出を行った者であること。

- (7) 2級以上のボイラー技士免許及び危険物取扱者乙種（第四類）又は甲種の免許を有する者を派遣できる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

駒ヶ根市下平2901
長野県立駒ヶ根病院 事務部
電話 0265（83）3181

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成21年3月30日（月）午前10時
イ 場所 長野県立駒ヶ根病院 大会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年3月26日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立駒ヶ根病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

病院事業局